

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和7年9月5日(金)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 9月5日 午前10時00分			
	閉会 9月5日 午前10時44分			
出席委員	委員長 委員 〃 〃	新井 均 城所 美奈子 成田 奈緒子 三木 伸也	副委員長 委員 〃 〃	横尾 貴文 小谷野 五成 金子 博 大澤 博行
欠席委員	なし			
説明のため 出席した者 の職氏名	総合政策部長 主幹 (政策推進担当)	国分 央 加藤 恵造	政策秘書課長	須田 修司
	財政課長	上田 延洋	主幹 (財政担当)	長谷川 和則
	主査	西村 ゆり	主幹 (施設管理担当)	白鳥 大輔
	総務部長	樋口 成男	総務課長	稻垣 衛
	主幹 (人事厚生担当)	長岡 篤史	主査	木村 圭太
	危機管理課長	犬竹 高	副参考事	清野 良仁
	主幹 (防災・消防担当)	鎌田 勝	交通政策室主幹 (交通政策・交通安全・防犯担当)	石井 弘和
	福祉子ども部長	野澤 勝行	子育て応援課長	今田 麻弓
	主幹 (子育て応援担当)	川口 浩二	主幹 (保育担当)	長岡 裕美
	健康推進部長	高山 知子	長寿いきがい課長	石森 昭博
	主幹 (高齢者支援担当)	栗山 秀晶	主幹 (介護保険担当)	高橋 正之
	保険年金課長	小島 敏彦	主幹 (国民年金・医療費担当)	大澤 智子
書記	事務局長	滝沢 淳	次長	鈴木 克明

	主幹 金子砂知子	主任 木村郁哉		
付託事件	議案第58号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第4号）			
	議案第59号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			
	議案第60号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第62号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第64号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第65号 日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部を改正する条例			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開会 午前10時00分

○新井委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第62号、議案第63号、議案第64号及び議案第65号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

初めに、議案第58号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

初めに、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （総合政策部長）

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時05分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総合政策部関係について質疑を願います。

横尾委員。

○横尾委員 予算書5ページ、第3表、地方債の補正についてのところでございます。

今回、市債の起債についてなわけですけれども、今回の起債される市債、土木債で、区分、河川債、もう一つは教育債、区分が義務教育学校債については、交付税措置があるものかどうか。また、もある場合は、その算入率についてお伺いいたします。

○新井委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 お答えいたします。

まず、第3表、地方債補正の内容についてでございますが、河川・水路整備事業につきましては、補正後の限度額4,470万円の全額について交付税措置がございます。算入率は、元利償還金の70%でございます。

次に、義務教育学校維持管理事業につきましては、補正後の限度額9,290万円のうち、6,740万円について交付税措置がございます。算入率は、非構造部材の耐震補強改修分が元利償還金の約67%、照明LED化改修分が元利償還金の30%、空調工事等が元利償還金の50%でございます。いずれの地方債につきましても、交付税措置のあるものを最大限活用し、補正するものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 予算書9ページの国庫支出金についてお尋ねいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金の減額理由と、新しい地方経済・生活環境創生交付金の充当性についてお尋ねします。

○新井委員長 須田政策秘書課長、お願いします。

○須田政策秘書課長 お答えします。

デジタル田園都市国家構想交付金は、新しい地方経済・生活環境創生交付金に名称が変更されたため、名称変更に合わせ、デジタル田園都市国家構想交付金を減額し、変更後の新しい地方経済・生活環境創生交付金について事業内容を精査した結果、交付金の対象となる事業の拡大が見込めたため、名称及び金額を併せて補正しております。

また、新しい地方経済・生活環境創生交付金の充当先は、3つの事業が該当いたします。総額は1,923万5,000円でございますが、地域公共交通活性化推進事業に10万5,000円、都市計画事務に1,353万4,000円、介護保険特別会計の要介護認定事務、介護保険認定審査会事務に559万6,000円をそれぞれ充当いたします。なお、この3つの事業の歳出につきましては、当初予算にて計上されているものとなります。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時11分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

成田委員。

○成田委員 補正予算4号の14ページです。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、物価高騰対策こどもの食卓応援事業についてです。

国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,753万4,000円を活用し、一般財源600万5,000円を捻出、合計2,353万9,000円の補正額となっています。これは18歳未満の子1人につきおこめ券を5枚支給する事業ですが、手数料216万円の内容を

お示しください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

14ページ、児童福祉総務費の物価高騰対策こどもの食卓応援事業についての御質疑にお答えいたします。おこめ券につきましては、1枚当たり500円で販売しているもので、このうち440円分が実際にお米の購入に使用できる金額で、残る60円分はおこめ券の印刷や流通に係る発行手数料となっており、支給対象の児童1人当たり5枚、7,200人分を予算計上しております。予算科目の性質上、これらを区分する必要があることから、手数料として計上しているものでございます。

なお、お米の購入に使用できる440円分につきましては、おこめ券の支給対象者に対する補助金の類いに当たることから、18節負担金、補助及び交付金、こどもの食卓応援給付金として計上しているものでございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

三木委員。

○三木委員 同じく14ページ、物価高騰対策こどもの食卓応援事業について、おこめ券の支給に当たり、配付方法をどのように検討されたかお答えください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

14ページ、物価高騰対策こどもの食卓応援事業について、本事業につきましては物価高騰に対応するための緊急的な支援事業であることから、できる限り速やかにおこめ券を配付することを、またおこめ券が金券でありますことから、安全確実に各家庭に届くことを念頭に検討したものでございまして、それらを充足する具体的な手段といたしまして、郵便局のゆうパックによる郵送は土曜日や日曜日などの配達が可能なことや、書留同様に補償が受けられることから、最適な配付方法であると考え、これを想定した予算要求としたものでございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 同じく14ページ、物価高騰対策こどもの食卓応援事業につきまして、この際おこめ券が選択に至った経緯をお尋ねいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

なぜおこめ券を選択したかということについてお答えいたします。おこめ券によりお米の購入

を一部支援する仕組みとすることで、確実に食卓への消費への軽減化することが期待されることからでございます。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 そのお答えを受けて再質疑ですが、おこめ券はほかにも、お米だけではなくビールなど嗜好品にも使えること、それから使える店舗も限られていること、期限がないとはいえ使われないままのケースも想定されること、子どもの食卓どころかお酒など嗜好品に使われる可能性、先ほども申し上げましたが、そういう可能性も多分に含みながら採用されたことに、ちょっと妥当性を見られなく感じるのですが、その辺の協議はされたのでしょうか。

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今田子育て応援課長、お願いします。

○今田子育て応援課長 先ほどの答弁に漏れがございましたので、修正いたします。

おこめ券を選定した理由といたしましては、食料品や日用品など物価高騰により多くの家庭が影響を受ける中に、特に影響が顕著な子育て家庭の負担を緩和し、育ち盛りのお子さんを対象とした経済的な支援を行うことで、子どもたちの健やかな成長を促すことを目的として事業を行うものです。

続きまして、おこめ券で利用できるものについての内容ですけれども、確かにおこめ券で購入できるものについては、お米だけではなくて日用品ですとか、あと食料品、おこめ券を扱う店舗において扱っている食料品などを購入することはできます。しかしながら、子育て世帯全体での食卓に係る負担を軽減するという意味において、おこめ券の選定は適切であったと考えております。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 では、それを受けた再質疑です。

私、先ほどの質疑の中に盛り込みました、期限がないとはいえるがまま終了してしまう可能性があるという点についてはどのようにお考えですか。

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今田子育て応援課長、お願いします。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

おこめ券の消費期限がないことについてお答えいたします。おこめ券の……

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時28分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今田子育て応援課長、お願いします。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

消費を強制するものではございません。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時30分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時31分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総務部関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第58号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○新井委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

これより議案第58号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○新井委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第64号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時34分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第62号について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 議案第62号について、質疑いたします。

議案第62号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。改正内容といたしまして、妊娠、出産や育児の職員を支援するため、仕事と育児の両立支援制度の個別周知及び利用の意向確認等の措置を定めたいということですが、非常にすばらしいことであると私は考えております。その中で申出職員を対象としておりますが、近年、人手不足、業務の属人化等の問題もございますので、できる限り支援を可能にするために取得しやすい方策等ございましたらお伺いいたします。

○新井委員長 稲垣総務課長。

○稻垣総務課長 お答えいたします。

育児休業等に係る制度を利用しやすくするため、長期間の育児休業取得者だけでなく、短期間の育児休業を希望することの多い男性職員が取得を断念することのないように、所属の意向により、可能な限り正規職員または会計年度任用職員を配置するなどしてございます。

また、業務の属人化を防ぐ取組といたしまして、業務マニュアルの見直しを行うことや、業務により主担当者だけでなく、副担当を設ける取組などを行っているところでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第62号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第62号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第63号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第63号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第64号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第64号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第65号 日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時40分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第59号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第59号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和7年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第65号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第65号 日高市重度心身障害者医療費助成金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

失礼しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正いたします。

次に、議案第60号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第60号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時44分

総務福祉常任委員会

委員長 新 井 均